

焼 14- 28 号
令和 8 年 8 月 3 日

建設工事入札参加業者 各位

焼津市長 中野 弘道
(契 約 検 査 課)

中東情勢の変化による建設資材の流通を踏まえた
設計変更等の運用基準の制定について (通知)

中東情勢の変化により、ナフサ由来の建設資材の確保が困難な状況から、国土交通省直轄工事並びに静岡県発注工事に対して、代替品の調達や流通経路の見直し等により設計変更する場合の運用が示されたところです。

本市においても、受注者が安心して受注・施工できる環境を整えるため、別添運用基準を整備し、取り扱うこととしたので通知します。

記

1 対応の内容

ナフサ由来の建設資材の供給不安定化に対し、代替資材の調達や購入先を見直して調達する場合、調達変更に伴い必要となる経費の増について、設計変更による計上を認める運用とするもの。

2 対象資材

ナフサを由来とする建設資材

具体的な資材の事例として、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む。）、防水材（シーリングを含む。）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などを想定する。

3 設計変更の対象となる経費

次の(1)～(3)の場合において調達変更により必要となる経費をいう。

材料費に連動するその他経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更は対象とするが、労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。

- (1) 設計図書どおりの調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書どおりの調達検討資材の調達にあたり、流通経路の見直しにより調達経費が別途必要となる場合
- (3) 設計図書どおりの調達検討資材の調達にあたり、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格で調達する場合

4 運用の基準

別紙のとおり

5 施行日

令和8年8月1日（令和8年8月4日（火）以降の公告等案件から適用）
適用は当面の間とし、調達環境の安定化により本件運用を廃止する場合は別途通知する。

6 留意点

- (1) ナフサ由来の建設資材が多岐にわたり、あらかじめ特定し難いことから、本運用施行日以降の建設工事入札案件全てについては、本運用にかかる設計変更の可能性があるものとして扱う（本運用で定める特記仕様書が設計図書に追加添付される。）。
- (2) 運用基準の施行後、既契約案件に対しても、本運用で定める協議書により、担当監督職員との協議を経れば、遡及適用は可能。

7 参考

国土交通省直轄工事並び及び静岡県発注工事での運用・・・別紙参照

契約検査課

契約担当 054-626-1119

Keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp